

# 障害を持つ学生への就職支援

石田 等、立原 敬一、大塚 徹、諏訪 邦夫

## Finding employment support to a student having a handicap

帝京短期大学 専攻科 臨床工学専攻

Hitoshi Ishida, Keiichi Tachihara, Tohru Ohtuka, Kunio Suwa

Teikyou Junior College

### Abstract

The country works on working and the independence of the handicapped person positively, but, as for finding employment, it is supposed a case to cause difficulty by the degree of the obstacle. I had the past of the Marfan's syndrome this time and supported finding employment of the postoperative student by the Ben tar method.

The student hoped for finding employment that I concealed an anamnesis at first, but performed job hunting that I performed an individual interview repeatedly and got the morbid understanding of the student and disclosed the past.

We report that hospital in hope place finding employment came true after a result, a clinical engineering national examination pass with progress

### 要旨

臨地実習では施設による指導内容も様々であり、実習評価基準も不明瞭な現状である。このため臨床栄養学臨地実習の目標が達成されているかどうかを評価するのは難しいと思われる。そこで臨地実習後の学生に自由回答式(自由記述)アンケートを用いて「実習で気づいたこと」のレポートを提出させ、全文書をKH-Coderの茶筌(WinCha2000)機能を用いて形態素解析を行うテキストマイニングを行った。結果、学生の臨地実習後のレポートは実習内容を反映した感想文を記載しており、テキストマイニング分析法を用いることにより質的に実習評価を行うことが可能と思われた。

### 1. 諸言

障害を持つ学生の就職支援について障害者雇用に関する法律を示す。

障害者雇用に関する法律では、1960昭和35年(1960年)に制定された身体障害者雇用促進法がある。この法律では障害者雇用に関して強制力は持たず、事業主の努力義務であった。その後、同法改正(昭和51年1976)により障害者雇用が努力義務より法的義務へと変更された。また、同法改正時に新たに「身体障害者雇用納付金制度」が設けられた。1987(昭和62)年には、同法の対象を身体障害者のみならず知的障害者及び精神障害者にまで拡大する。また、雇用の促進に加え、雇用の安定を図ること及び職業リハビリテーション対策を促進する改正が行なわれた。この改正により身体障害者雇用促進法は、名称が「障害者の雇用の促進等

に関する法律」に変更された。また、障害者自立支援法が2006(平成18)年度に施行され、2007(平成19)年2月に取りまとめられた「成長力底上げ戦略」において、「福祉から雇用へ」推進5か年計画」の策定を行い、障害者の地域における福祉的就労から一般就労への移行を推進している。

このように国は障害者の就労や自立に積極的に働きかけてはいるが、障害の程度により就職は困難をきたす場合が見受けられる。

### 2. 臨床工学技士法における障害者

ここで障害者が臨床工学技士資格取得する場合を示す。

臨床工学技士法における欠格事由

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許

を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、臨床工学技士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 三 心身の障害により臨床工学技士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

#### 臨床工学技士法施行規則

第1条 臨床工学技士法 第4条第3号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により臨床工学技士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第1条の2 厚生労働大臣は、臨床工学技士の免許（第12条第2項第3号を除き、以下【免許】という。）の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

このような欠格事由にあたらぬ障害であれば、養成課程を卒業（修了）し国家試験に合格すれば臨床工学技士資格を取得できる。

### 3. 対象学生の紹介

対象学生：21歳 男性

出生地：茨城県

疾患名：マルファン症候群

既往歴：2001年学校の健康診断にて心肥大の指摘。

A大学付属病院受診にてマルファン症候群\*の診断

2005年A大学付属病院にてベンタール法手術\*

身体的特徴：身長195cm、痩せた体格及び細くて長い指

#### \*マルファン症候群

マルファン症候群は、常染色体優性遺伝の形式をとる細胞間接着因子（フィブリンと弾性線維）の先天異常症による結合組織病である。15番染色体のフィブリン遺伝子に突然変異が起きマルファン症候群が生じるが、その他のフィブリンの異状でも起きることがある。

細胞間接着因子の先天異常症による結合組織病のため、細胞と細胞をつなぐ結合組織が弱くなり、柔らかい関節・水晶体の偏位や亜脱臼・側わん・自然気胸・大動脈拡張・大動脈の解離・大動脈弁や僧帽弁の閉鎖不全などの症状が現れる。しかし、人によって現れる症状は異なり、程度も異なる。

身体的特徴としては、高身長・胸郭変形（漏斗胸鳩胸）・痩せた体格及び細くて長い指及び狭くて長い顔があり、深く陥没した眼球・下方に傾く眼瞼裂・平たい頬骨・小さくて後退した下顎などを伴うが特徴が挙げられるが、必ずしも当てはまらない場合もある。

マルファン症候群における生命予後を左右するものとして心血管系の異常がある。定期的な検査と手術などになる治療を受けることによって予後は改善される傾向にある。

発生頻度は人口の約3000～5000人程度と言われ、日本人の25,000～41,000人がマルファン症候群である計算となる。

#### \*ベンタール法手術

大動脈基部を人工弁付き人工血管で置換し同時に左右の冠動脈を再建する手術（図1右）。

マルファン症候群では心血管系の特徴病変で大動脈弁輪拡張症がある（図1左）。

大動脈弁輪拡張症は、大動脈基部が洋ナシ状に拡大し大動脈弁閉鎖不全となる。この大動脈弁輪拡張症と大動脈弁閉鎖不全にて、ベンタール手術の適応となる<sup>2)</sup>。

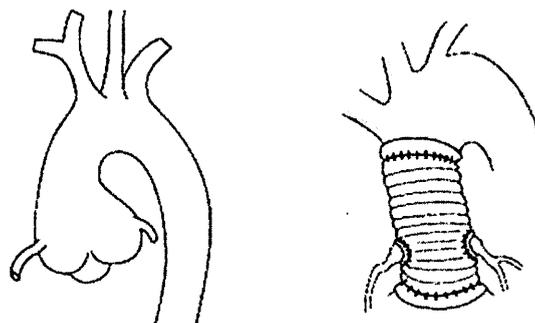


図1. ベンタール法による手術<sup>2)</sup>

### 4. 術後の治療

対象学生の使用した人工弁は機械弁であった。機械弁の多くはパイロライトカーボンで出来ている。これらの材質はヒトにとっては異物であり、血液は異物と接触すると血栓を形成する。人工弁は異物であるが故に血栓による脳梗塞を起こしやすく、脳梗塞予防のた

めにワーファリン（抗凝固剤）を飲む必要がある。

特に機械弁の場合はワーファリンを一生飲み続けなければならない。ワーファリンが効き過ぎると脳出血や消化管出血などの出血性疾患にかかってしまうこともある。また、効果が弱いと脳梗塞などの梗塞性疾患

を煩うことになる3)。

## 5. 現況

提携大学より4年次のダブルスクールにて本学専攻科臨床工学専攻入学

時系列での経過を示す。

表1. 経過の時系列

| 月  | 事 項  |
|----|--|
| 4  | 入学時健康調査書の既往歴に本人より心疾患の記載有<br>提携大学の健康調査書では既往歴の報告無  |
| 5  | 個別面談時の既往歴調査にて本人より「マルファン症候群」を確認<br>(マルファン症候群の身体的特徴と一致していたため)<br>就職希望調査：現在は寛解であり健康なため既往歴を秘匿して就職を希望<br>就職先希望地：出身地の茨城県を希望<br>個別面談を行い病的理解、病名を開示しての就職活動の了解を得る<br>茨城県庁への障害者枠での就職斡旋の問い合わせ<br>茨城県庁より障害者就業・生活支援センターの紹介を受ける |
| 6  | 障害者就業・生活支援センターとの打ち合わせ  |
| 7  | 障害者就業・生活支援センターへの手続きを行う   |
| 8  | 病院実習   |
| 9  | 障害者就業・生活支援センターより就職先病院の紹介を受ける   |
| 10 | 障害者就業・生活支援センターよりの紹介で病院就職内定   |
| 3  | 臨床工学技士国家試験合格   |
| 4  | 内定病院へ就職  |

## 5. 結果・考察

今回の事例では年度の早い段階で既往歴での心疾患の確認を行うことができた。これは、対象学生が入学時健康調査書に既往の記載を行っていたからである。この既往と身体的特徴で病名は判明したが、対象学生の当初の考えは、「現在の病状は寛解であり健康なため既往歴を秘匿しての就職希望」であった。学生本人の既往への認知度の低さもあり提携校での健康調査書にも記載が無く対象学生は病名を大学側に秘匿していた。障害を隠すことで現状を有利に回避しようとの考えからである。これは、社会が障害者への偏見を捨てきれずにいる証でもある。しかし、病名を隠して生活してしまうことは非常に危険が伴う。

ベンタール手術後の患者は人工弁に置換しているため血栓が起りやすい。これを防ぐため抗凝固剤の服用が必要となる。抗凝固剤は、内服され体内に吸収されると肝臓において血液凝固に関与するタンパク質の生合成を行う血液凝固因子を抑制する。服用を怠ると人工弁置換患者の場合、血栓弁や置換弁に由来する脳梗塞などの血栓塞栓症の危険性がある。

我々教員は、抗凝固剤服用患者である対象学生が秘匿を続けていれば、何も知らずに授業を行い、病因実

習を行わせ、就職をさせてしまうことになる。

ここで仮定の話ではあるが、危険性として

1. 授業中に血栓が起り脳梗塞や心筋梗塞を起こした。

2. 実習中に怪我をして出血が止まらなくなった。

このような事態に何も知らずに適正な対処が行えるかは不安な状況である。

これは就職後に起こる可能性もあり非常にリスクを伴う行為と言える。

このようなことから、我々は対象学生自身が病気を知りながらも秘匿し、うまく就職してしまえばよいとの考えを根本から変える必要もあった。

そこで、対象学生に医療従事者になることの意義を詳しく説明し、病気への理解を深めさせ、既往歴を開示しての就職活動を勧めた。

個別面談を繰り返した結果、合意と理解を得て初めて就職活動を開始した。

病名を開示しての就職活動は順調に運び、障害者就業・生活支援センターへの登録後に出身地付近の病院の紹介を得た。紹介病院の見学を行い、就職試験ご内定を得た。

今回の事例では、入学前事前調査書の報告があれば

更なる対策が早期に行えたと思われる。

今後は、提携大学および卒業校よりの事前調書の充実を図る必要性を感じた。

しかし、本人の隠避があれば正確な調書は作成されないであろう。

病気による差別の撤廃など啓蒙活動の必要性を痛感した。

## 結語

今回の事例では順調な経過を辿り、就職先病院および本人も納得の行く結果となった。これは法制度が整っていた経緯もあるが、早期より行政に働きかけ地域での活動を行った結果である。また、障害者が障害を秘匿して生活をするのではなく、障害を受け止めて生活することが重要であること。これは社会生活上障害者を開示する必要があるときは正直に開示することなどがある。

しかし、まだ日本の社会では差別の撤廃などの啓蒙活動の必要性がある。これに伴い自身の壁を取り除くカウンセリングなど整えなければならないと強く感じる。

## 引用・参考文献

- 1). 山岸敏幸,白石公 編集：先天性心疾患を理解する 臨床心臓発生学, pp208-209, MEDICAL VIEW,
- 2). 病衣気がみえる vol.2 第1版 循環器疾患 ,p226, MEDIC MEDIA, 東京,2003
- 3). 小野哲章, 峰島三千男他：臨床工学技士標準テキスト（改定第2版）,pp118, 金原出版, 東京,2012